

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和3年9月30日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	杉本 春夫
同	土井田 隆行

記

1 措置の内容の通知

令和2年度定期監査（経済環境部）の結果に対する措置

令和3年9月21日付け 八魅産第70号

令和3年9月22日付け 八環保第479号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和2年度定期監査（経済環境部）の結果に対する措置の内容
産業政策課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 委託契約に係る再委託の承認について</p> <p>委託契約において、契約の相手方から再委託の申請が口頭により行われ、市が決裁手続を経ずに口頭でその承認をしているものが見受けられた。</p> <p>再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲等について記載した書面を委託契約の相手方に提出させ、合理的な理由があるかどうか等について審査して決裁手続を経た上で再委託の承認を行う必要がある。契約の透明性を確保するために、契約書に再委託に必要な手続を明記するとともに適正な履行を確保するよう事務処理を改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年4月1日）</p> <p>再委託に関して再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲等について記載した書面を提出することにより再委託の承認を求める必要がある旨、契約書の条文に記載するよう改めました。また、再委託を承認する際には承認に係る審査を行い、相手方に承認の旨を記載した通知文書を発行するよう事務処理を改めました。</p>
<p>2 未償還金に係る調定事務について</p> <p>八尾市小規模企業緊急小口事業資金融資は、市内に事業所を有する小規模企業者の倒産防止の一助とするため金融機関を通じて資金の融資を行っていた制度で、中小企業融資制度への統合による廃止に伴い、金融機関への償還が滞っていた債権については市に譲渡され、現在、市が当該債務者からその償還を受けている。</p> <p>当該債権に係る調定額のうち当該年度内に償還されなかった額については、収入未済額として会計処理した上で翌年度に繰り越すべきであるが、その額を調定額から減額しているため収入未済額として処理されていないので、地方自治法等の規定に基づき適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年3月2日）</p> <p>令和2年度から、未償還額については収入未済額として会計処理した上で翌年度に繰り越すよう事務処理を改めました。</p>
<p>3 後援名義の使用承認に係る事務について</p> <p>八尾市商店会連合会の「大阪府衛星都市商店会総連合会婚活事業」に対する後援名義の使用について、承認の条件としている事業報告書が提出されていなかったため、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年4月1日）</p> <p>後援名義の使用承認について、事業報告書の提出確認を徹底するよう事務処理を改めました。</p>

<p>4 契約事務について</p> <p>契約についての基本的な事項は地方自治法及び同法施行令に定められており、本市の実情に合わせた八尾市契約条例が制定され、契約事務の具体的な詳細については八尾市財務規則(以下「財務規則」という。)に規定されている。</p> <p>契約事務について、以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> <p>① 契約保証金を免除する場合において、伺書に契約保証金についての記載がないものや適用条項が誤っているもの</p> <p>② 2者以上から見積りを徴せず随意契約により契約を締結する場合において、伺書にその理由の記載がないもの</p> <p>③ 財務規則において契約書に定めるとされている事項のうち、必要な事項の記載が漏れているもの</p> <p>④ 談合その他の不正行為の場合における賠償金に係る特約条項について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の引用条項を誤っているもの</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (令和3年4月1日)</p> <p>契約事務について、契約事務研修会資料を活用し、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>5 伺書の決裁者について</p> <p>単価契約による業務委託については契約予定総額により判断し、副市長が決裁すべきところ、部長が決裁しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (令和3年4月1日)</p> <p>伺書の決裁区分等について再確認し、八尾市事務処理規程等に基づき適正な事務処理を行うよう改めました。</p>

労働支援課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 八尾市ワークサポートセンターの清掃業務委託契約に係る事務について</p> <p>契約書において、契約期間の自動更新条項が設けられている。地方自治法において、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い行わなければならないと定められていることから、自動更新についての契約条項を改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年4月1日）</p> <p>契約書における契約期間の自動更新条項を削除しました。</p>
<p>2 委託契約に係る再委託の承認について</p> <p>委託契約において、契約書に業務の一部又は全部を再委託することができるものと定めているものや、伺書に再委託を必要とする理由、業務範囲及び再委託を承諾した理由が記載されていないものが見受けられた。</p> <p>再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲等について記載した書面を委託契約の相手方に提出させ、合理的な理由があるかどうか等について審査して決裁手続を経た上で再委託の承認を行う必要がある。契約の透明性を確保するために、契約書に再委託に必要な手続を明記するとともに適正な履行を確保するよう事務処理を改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年4月1日）</p> <p>業務の再委託を原則禁止し、あらかじめ市の文書による承諾を得た場合に、一部の業務についてのみ再委託ができるよう契約書の条項を改めました。また、再委託を行う場合は、合理的な理由があるかどうか等について審査を行い、決裁手続を経た上で再委託の承認を行うよう事務処理を改めました。</p>

<p>3 契約事務について</p> <p>契約についての基本的な事項は地方自治法及び同法施行令に定められており、本市の実情に合わせた八尾市契約条例が制定され、契約事務の具体的な詳細については財務規則に規定されている。</p> <p>契約事務について、以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> <p>① 契約保証金を免除する場合において、伺書に契約保証金についての記載がないものや契約保証金を免除する具体的な理由の記載がないもの</p> <p>② 財務規則において契約書に定めるとされている事項のうち、必要な事項の記載が漏れているもの等</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年4月1日）</p> <p>契約保証金を免除する場合において、伺書に契約保証金を免除する具体的な理由を記載するよう事務処理を改めました。また、契約手続において、関係法令・関係規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
---	---

環境保全課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 八尾市環境審議会に係る事務について 八尾市環境審議会(以下「審議会」という。)は、八尾市民の環境を守る基本条例の規定に基づき、豊かな環境の保全及び創造に関して、市長の諮問に応じ、その基本的事項を調査審議するため設置されている附属機関で、学識経験者や市民等の委員によって組織されている。</p> <p>(1) 八尾市環境審議会規則において、審議会の任務について委員を補佐するため、本市職員のうちから市長が任命する幹事を審議会に置くことと規定されているが、幹事を置かずに審議会が運営されている。審議会の運営における効率性及び効果性の観点から幹事を置く必要性について検討の上、審議会が適正に運営されるよう規定の整備等を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和3年8月10日)</p> <p>八尾市環境審議会に幹事を置く必要性を検討の上、今後は幹事を置かずに同審議会を運営することとし、それに伴い、八尾市環境審議会規則を一部改正して幹事の設置に関する規定を削除しました。</p>
<p>(2) 審議会に会長の公印を備え、審議会の答申書等に押印されている。本市の公印については、規則その他の規程にその根拠を規定しなければならないが、当該公印に関し規定されていないので、速やかに規定を整備すること。また、備品台帳に当該公印が登録されていないので、財務規則等に基づき速やかに所定の手続きを行い、適切に管理すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和3年8月16日)</p> <p>八尾市環境審議会規則を一部改正し、会長の公印に関し規定を整備しました。また、当該公印について、備品台帳に登録しました。</p>

<p>2 八尾市生活環境紛争処理委員会に係る事務について</p> <p>八尾市生活環境紛争処理委員会(以下「委員会」という。)は、八尾市生活環境紛争処理条例の規定に基づき、市域内における市民の良好な生活環境の確保に係る紛争について、和解の仲介及び調停の制度を設けることにより、その迅速かつ適正な解決を図り、住みよい生活環境の実現に寄与することを目的として設置されている附属機関で、学識経験者及び良好な生活環境の確保に係る紛争の処理経験を有する者の委員によって組織されている。</p> <p>委員会の会議について議事調書を作成し、日時、開催場所、事件名等が記録されているが、出席委員の氏名等の記載がなく、会議の開催要件が確認できない。委員会の開催や決定が適正な手続を経て行われたことを明確にするため必要な事項を適切に記録するよう事務処理を改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和3年7月5日)</p> <p>会議の日時、場所、議事の内容等のほか、その開催要件が確認できるよう出席委員の氏名を記載すべき事項に掲げた議事調書の様式を定め、当該様式により議事調書を作成することにより、八尾市生活環境紛争処理委員会の開催や決定が適正な手続を経て行われたことを明確に記録するよう改めました。</p>
--	--

資源循環課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 可燃ごみ処理における企業会計負担について</p> <p>市庁舎、水道局庁舎、学校等本市施設から排出される可燃ごみは、大阪広域環境施設組合八尾工場へ市直営により自己搬入している。地方公営企業法第 17 条の 2 は、地方公営企業の特別会計において、その経費は、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされていることから、可燃ごみ処理における企業会計と一般会計の経費の負担等を適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和 3 年 6 月 11 日）</p> <p>地方公営企業法第 17 条の 2 第 2 項に「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。」とされていることから、企業会計に経費の負担を求め、適正な事務処理に改めました。</p>
<p>2 委託契約に係る再委託の承認について</p> <p>委託契約の再委託の承認において、伺書に、再委託を必要とする理由、業務範囲及び再委託を承諾した理由が記載されていないものが見受けられた。</p> <p>再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲等について記載した書面を委託契約の相手方に提出させ、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力その他の事項について審査し、伺書に明記した上で適正な決裁手続を行うよう事務処理を改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和 3 年 4 月 9 日）</p> <p>委託契約において、契約相手から再委託の申し出があった場合は、委託契約の相手方に対して、再委託の相手方、必要とする理由、再委託の業務の範囲等について記載した書面を提出させ、審査を行うよう改めました。伺書に再委託を必要とする理由、業務範囲とともに審査結果を記載し、決裁手続を行うよう事務処理を改めました。</p>

<p>3 契約事務について</p> <p>契約についての基本的な事項は地方自治法及び同法施行令に定められており、本市の実情に合わせた八尾市契約条例が制定され、契約事務の具体的な詳細については財務規則に規定されている。</p> <p>契約事務について、以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> <p>① 入札保証金を免除する場合において、伺書に入札保証金についての記載がないものや適用条項の根拠記載がないもの</p> <p>② 契約保証金を免除する場合において、伺書に契約保証金についての記載がないものや適用条項が誤っているもの</p> <p>③ 財務規則において契約書に定めるとされている事項のうち、必要な事項の記載が漏れているもの</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年3月30日）</p> <p>伺書には契約にあたって決裁を受けるべき内容を明確に記載し、また、契約書には必要な事項を漏れなく記載するよう適正な事務処理に改めました。</p>
<p>4 伺書について</p> <p>起案とは、市の意思を決定するために、その意思内容を文書として具体化する基礎となる案文を作成することであり、伺い文には事案の内容を関係法令や例規等に沿って正しく、簡潔に、要領よく記述し、決裁権者の意思決定を求めるものであると八尾市文書取扱規程及び同規程の手引きに定められている。</p> <p>伺書において、伺い文に処理の理由や経過についての記述が不足しているもの、加除訂正手続や決裁後の文書保管が不適正なものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年3月30日）</p> <p>伺書に決裁を受けるべき内容を明確に記載し、また、加除訂正手続や決裁後の文書保管について適正な事務処理に改めました。</p>

環境事業課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 委託契約に係る再委託の承認について</p> <p>委託契約において、契約書に業務の全部を再委託することができるものと定めているものや伺書に再委託を必要とする理由及び再委託を承諾した理由が記載されていないものが見受けられた。</p> <p>再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲等について記載した書面を委託契約の相手方から提出させ、合理的な理由があるかどうか等について審査して決裁手続を経た上で再委託の承認を行う必要がある。契約の透明性を確保するため、契約書に再委託に必要な手続を明記するとともに、適正な履行を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>また、契約書で業務の全部が再委託することが可能となっており、随意契約理由と不整合となっているため、契約書の条文について見直しを行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年4月1日）</p> <p>委託契約において、契約書に再委託に必要な手続を明記し適正な履行を確保するよう事務処理を改めるとともに、契約書の条文について見直しを行いました。</p>
<p>2 伺書等の決裁者について</p> <p>八尾市事務処理規程において、講習会や職場研修を開催し、講師を依頼することについては、部長の専決事項と定められているが、課長が決裁していたものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年4月1日）</p> <p>伺書の決裁者について、八尾市事務処理規程に基づき、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>

<p>3 契約事務について</p> <p>契約についての基本的な事項は地方自治法及び同法施行令に定められており、本市の実情に合わせた八尾市契約条例が制定され、契約事務の具体的な詳細については財務規則に規定されている。</p> <p>契約事務について、以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> <p>① 地方自治法施行令の規定に基づき随意契約としているもののうち、伺書に随意契約の理由が記載されていないもの</p> <p>② 財務規則において契約書に定めるとされている事項のうち、必要な事項の記載が漏れているもの</p> <p>③ 契約書又は仕様書に定める受注者から提出させる書類が提出されていないもの、また、受注者への通知がされていないもの</p> <p>④ 財務規則の規定に基づき、契約書の作成を省略し、相手方が記名押印した請書を提出させているが、請書に業務委託料の支払時期に関する記載がないもの</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>随意契約に係る伺書の伺い文に、随意契約理由を記載しました。</p> <p>契約事務については、関係法令等に基づき適正な事務処理に改める予定です。</p>
<p>4 備品の管理について</p> <p>備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールが貼付されていないものが見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>備品全般について令和3年度中に備品台帳と現品の照合確認を行うとともに、備品台帳の整備を図り適切に管理します。</p>

環境施設課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 委託契約に係る再委託の承認について</p> <p>委託契約において、契約書で業務の全部を再委託することが可能となっており、随意契約理由と不整合となっているものが見受けられたので、契約書の条文について見直しを行うこと。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>契約書において、再委託に係る条文の見直しを行う予定です。</p>
<p>2 八尾市一般廃棄物処理業審査委員会に係る事務について</p> <p>八尾市一般廃棄物処理業審査委員会(以下「委員会」という。)は、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する施行規則及び八尾市一般廃棄物処理業審査委員会設置要綱に基づき設置され、一般廃棄物処理業の許可等を審査することを目的としている。同要綱において、委員会は経済環境部担当副市長、総務部長、財政部長、環境担当部長の委員で構成すると定められているが、これらの委員に対する任命手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和3年4月1日)</p> <p>八尾市一般廃棄物処理業審査委員会の委員に対する任命手続を行うよう事務処理を改めました。</p>
<p>3 要綱の改正について</p> <p>「環境施設課非常勤嘱託職員の任用等に関する要綱」等について、令和2年度からの会計年度任用職員制度導入に伴い必要となる廃止手続が行われていないので、速やかに手続を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和3年3月26日)</p> <p>「環境施設課非常勤嘱託職員の任用等に関する要綱」等の廃止手続を行いました。</p>

<p>4 契約事務について</p> <p>契約についての基本的な事項は地方自治法及び同法施行令に定められており、本市の実情に合わせた八尾市契約条例が制定され、契約事務の具体的な詳細については財務規則に規定されている。</p> <p>契約事務について、以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> <p>① 契約保証金を免除する場合において、伺書に契約保証金についての記載がないものや契約保証金を免除する具体的な理由の記載がないもの</p> <p>② 地方自治法施行令の規定に基づき随意契約としているもののうち、伺書に随意契約の理由が記載されていないもの</p> <p>③ 財務規則において契約書に定めるとされている事項のうち、必要な事項の記載が漏れているもの</p> <p>④ 談合その他の不正行為の場合における賠償金に係る特約条項について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の引用条項を誤っているもの</p> <p>⑤ 財務規則に基づき、契約書の作成を省略し、相手方が記名押印した請書を提出させているもののうち、請書に業務委託料の支払時期に関する記載がないもの</p> <p>⑥ 伺書本文、契約書(案)、誓約書(案)について、受託者の代表者氏名が誤っているもの</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (令和3年4月1日)</p> <p>契約事務について、伺書等に必要な事項を記載するなど、関係法令等に基づき適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>5 備品の管理について</p> <p>備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録がされていないものや廃棄手続がされていないもの等が見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (令和3年6月11日)</p> <p>備品登録がされていないものや廃棄手続がされていないものについては、所定の手続きを行いました。今後は、備品全般について適切に管理します。</p>

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 公用車事故の報告について</p> <p>公用車両の運行中に事故が発生したときの円滑な事務処理に資することを目的として、八尾市公用車事故取扱要綱が定められている。</p> <p>令和元年9月11日に発生した公用車の損壊事故について、同要綱に定める運転者が所属長へ報告する「事故のてん末」及び所属長による「副申書」が作成されていなかった。また、第5条に定められた職員の運転する公用車等の自損事故に対する措置について処理されていなかったため、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年3月8日）</p> <p>公用車事故の発生において、八尾市公用車事故取扱要綱に定める運転者が所属長へ報告する「事故のてん末」及び所属長による「副申書」を作成し、また、公用車事故に対する措置について適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>2 契約事務について</p> <p>契約についての基本的な事項は地方自治法及び同法施行令に定められており、本市の実情に合わせた八尾市契約条例が制定され、契約事務の具体的な詳細については財務規則に規定されている。</p> <p>契約事務について、以下のような事例が見受けられたため、適正な事務処理に改めること。</p> <p>① 入札保証金を免除する場合において、伺書に入札保証金免除についての伺いが無いものや適用条項の明記が無いもの</p> <p>② 契約保証金を免除する場合において、伺書に契約保証金についての伺いが無いものや適用条項の根拠記載が無いもの</p> <p>③ 談合その他の不正行為の場合における賠償金に係る特約条項について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の引用条項を誤っているもの</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年5月11日）</p> <p>伺書には契約にあたって決裁を受けるべき内容を明確に記載し、また、契約書には必要な事項を正確に記載するよう適正な事務処理に改めました。</p>

<p>3 伺書について</p> <p>起案とは、市の意思を決定するために、その意思内容を文書として具体化する基礎となる案文を作成することであり、伺い文には事案の内容を関係法令や例規等に沿って正しく、簡潔に、要領よく記述し、決裁権者の意思決定を求めるものであると八尾市文書取扱規程及び同規程の手引きに定められている。</p> <p>伺書において、伺い文に処理の理由や経過についての記述が不足しているもの、加除訂正手続や決裁後の文書保管が不適正なものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和3年5月11日）</p> <p>伺書に決裁を受けるべき内容を明確に記載し、また、加除訂正手続や決裁後の文書保管について適正な事務処理に改めました。</p>
---	--